

令和2年度 林業振興事業



新潟県産材の家づくり支援事業



地元産材を使用した家づくりを支援します!

林業振興事業

補助の条件

- ・市内に在住の個人又は市内に事業所を有する法人であること
 - ・自らが居住(使用)するために建築・増築・改築する建物(※)であること
- ※ 事業所・車庫・納屋等も対象になります。

補助額

佐渡産材購入額の50%以内 最大 **100** 万円

※ 50万円以上の佐渡産材の購入が必要です。

募集期間

先着順

令和2年4月20日から
令和3年1月29日まで

※ 予算額に達した時点で終了します。

お問い合わせ

佐渡市 農林水産課 林業振興係 電話：63-3761

新潟県産材の家づくり支援事業

補助の条件

- ・県内に建築・増築・改築する居住のための住宅であること
- ※ 車庫や納屋も対象となりますが、車庫、納屋のみでは対象なりません。
- ・新潟県産材を5m³以上使用すること

補助額

新潟県産材使用量に応じ 最大 **5** 万円

別途加算あり

県産量使用 最大 **10** 万円加算

しっくい塗り 最大 **19** 万円加算

県産瓦使用 最大 **20** 万円加算

募集期間

先着順

令和2年4月から
※ 期間は県ホームページで公表します

その他

・建築物が住宅で佐渡産の木材を使用する場合、佐渡市の林業振興事業と併用できます。

・建築主が申請する必要があります。
※ 工務店ではありません。ご注意ください。

お問い合わせ

佐渡地域振興局 農林水産振興部 林業振興課 電話：74-3450